

大津歴博 だより

2023
No.
130

contents

第90回企画展	発掘された大津の歴史
P1～P3	
コラム	ユネスコ「世界の記憶」と円珍が持 ち帰ってきた「過所(パスポート)」
P4～P5	
収蔵品紹介	大津市指定文化財
P6	徳川家康禁制



大津市歴史博物館

令和5年6月15日 発行

〒520-0037 大津市御陵町2-2

TEL(077)521-2100

<https://www.rekihaku.otsu.shiga.jp/>

第90回企画展

発掘された大津の歴史

会期：令和5年(2023)7月22日(土)～9月3日(日)



坂本城跡〔令和元年度(2019)調査〕で検出された方形石組土坑など



水晶玉未成品

【写真上】坂本城跡の発掘調査で、南西方向からみた調査区（2区）のようす。方形石組土坑や石組井戸が並び、その東側では礎石建物などが見つかりました。中世の町屋の並びと考えられます。

【写真左】2区東側で見つかった土坑からは、水晶玉の未成品が出土。これらを加工した職人の存在がうかがえます。

大津市内にある遺跡の場所を調べてみよう

大津市内には、過去の人々の活動の痕跡である貝塚や集落、墓、古墳、寺院、城跡など、様々な種類の遺跡が約320か所も存在しています。皆さんのが住んでいる場所も、すでに知られている遺跡の範囲の中に入っているかもしれません。

遺跡の範囲は、大津市が作成している遺跡分布地図で見ることができます。大津市のホームページでも公開しています。「大津市地図検索サービス My Town おおつ」(<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/001/1218/online/19900.html>)を開いてみてください。パソコン版とスマートフォン版があり、それぞれ開くとマップ一覧の中に「埋蔵文化財包蔵地」の項目が出できます。これをクリックすると、大津市の地図上に、遺跡の範囲を紫色の斜線で網掛けした地図を見ることができます。

例えば、浜大津周辺の広い範囲は「245 大津城跡」に含まれ、その北側の湖西地域一帯には、様々な遺跡が重なり合いながら密集していることがわかります。住所を入力して検索することもできますので、ぜひ一度お試しください。なお、この地図で示されているのは、今の時点で確認されている遺跡の範囲です。今後の発掘調査成果から、現在の遺跡の範囲が変更されることや、新たな遺跡が追加されていくこともあります。



大津市の遺跡分布地図から抜粋（浜大津～三井寺周辺）

全国でおこなわれている発掘調査

すでに遺跡の存在が知られている場所について、文化財保護法では「周知の埋蔵文化財包蔵地」としており、この範囲の場所で土木工事等をおこなう場合は、文化庁

への届出をおこなうことが定められています。各地方公共団体には、その届出の窓口となる部署があり、大津市の場合には文化財保護課が担当しています。

現在、全国でおこなわれている発掘調査のほとんどは、宅地開発などの土木工事に伴うものです。工事によって地下のようすが変更され、遺跡を保存することができない場合、事前に発掘調査をおこない、写真・図面などで遺跡の状況を記録し、出土品を持ち帰って整理・復元して保存します。



発掘調査のようす（穴太遺跡）

全国的にみると、日本列島内に約47万か所の遺跡があり、毎年約8千件にのぼる発掘調査がおこなわれています。文化庁は、これらの発掘調査事業とその成果を広く公開することを目的として、平成7年度（1995）から「発掘された日本列島」と題した巡回展を毎年開催しています。当館でも、平成28年度（2016）開催の際に会場となり、全国巡回展とあわせて、市内の発掘調査成果から特に大津の渡来文化を紹介した地域展を開催しました。

これ以降も、様々な遺跡の発掘調査がおこなわれ、新たな資料が多数見つかっています。大津市では令和2年度（2020）だけで、本発掘調査12件、試掘調査46件を実施しました。そこで、今夏は大津市内の近年の発掘調査成果を中心に、埋蔵文化財から大津市の歴史をひも解く企画展を開催します。その内容をいくつか紹介しましょう。

中世の坂本地域の発展のようすを示す新資料の出土

織田信長の命令によって明智光秀が築いたことで有名な坂本城。近年、その坂本城跡周辺の発掘調査が進んでおり、坂本城が築かれるよりも少し前の時代、中世の坂本の町が発展していたようすがわかる調査成果が蓄積されています。

平成30～令和元年度（2018～19）には、これまで想定してきた坂本城の復元縄張り図で三の丸外堀の

南西角部にあたる地点の発掘調査がおこなわれました。城に関わる遺構は確認できませんでしたが、中世坂本の町屋とみられる遺構が広がっているようすがわかりました。

令和元年度の調査では、1頁目の写真のように、方形石組土坑や石組井戸が並び、さらにその東側では礎石建物や井戸が見つかっています。近隣の過去の調査でも、想定される当時の道沿いに礎石建物が建ち、その裏側に方形石組土坑があるという状況が確認されています。これらの石組土坑がどのような機能をもっていたのか現状では不明ですが、中世の町屋に付属する何らかの施設が並んでいたようすを想定することができます。さらに、この調査区では水晶の原石、剥片、未成品などとともに、玉砥石とみられる溝が刻まれた砥石が出土しました。この周辺では、玉作りなど、職人の生産活動がおこなわれていたであろうことが考えられます。



玉砥石の出土のようす（坂本城跡）

また、坂本城跡からやや北に離れた比叡辻遺跡（比叡辻一丁目）で令和4年度（2022）におこなわれた調査では、整然と配置された石組溝を伴う礎石建物や、土間敷き遺構などが見つかり、主に13世紀～15世紀の遺物が出土しました。青磁の香炉、青白磁の梅瓶、茶の湯道具とみられる天目茶碗など文化水準の高さを思わせる出土品も目立ち、中世における坂本地域の発展のようすを示す資料のひとつといえます。



青磁香炉（比叡辻遺跡）

埴輪をもつ埋没古墳の発見

令和2年度（2020）の錦織遺跡（桜野町一丁目）の発掘調査では、これまで知られていなかった古墳が新たに発見されました。錦織遺跡は、中大兄皇子（天智天皇）が667年に飛鳥から都を遷した近江大津宮の中核

部分が位置することで有名な遺跡です。今回調査されたのは、その大津宮中心部から南東約300mの地点で、弥生時代末から古墳時代初頭の集落跡が確認されている北大津遺跡とも接する位置にあたります。当初は、同様に集落跡が広がっていると推測されていましたが、調査の結果、地上の墳丘部分がすでに削られて埋没した状態の古墳が見つかりました。確認されたのは、円墳の周囲に巡らされた幅5.0m程、深さ0.6m程の溝（周濠）で、その周濠内部からは、円筒埴輪や家形埴輪の破片がたくさん出土しました。墳丘の上に立てられていた埴輪が、周濠の中に転がり落ち、埋まったものとみられます。古墳全体は、直径30m程の大きさと推測されました。大津市内で埴輪が出土する古墳の発掘調査例は少なく、ある程度復元可能な埴輪をもつ古墳が発見されたことは貴重な事例です。また、湖西地域では、琵琶湖を見下ろす丘陵上に古墳が築かれることが多いのですが、この古墳は琵琶湖に近い低地に築かれていたことも珍しい点でした。



【上】家形埴輪と【下】円筒埴輪（錦織遺跡）

家形埴輪は屋根の一部や、四角い窓をもつ壁の一部などの特徴的な形状の破片が確認でき、表面には赤い彩色がみられます。円筒埴輪は、高さがわかる個体はなかったものの、出土した破片をつなぎ合わせると、直径32～40cm程の大きさに復元できます。表面には、埴輪を作る時に外表面を整えた工具の痕（ハケメ）がみられます。埴輪の製作技法の特徴から、古墳時代前期後半（4世紀後半頃）に造られた古墳と考えることができ、大津市域の古墳時代のようすを考える新たな材料が見つかりました。

この他にも、たくさんの新発見資料を展示します。ぜひ今夏の企画展会場で、大津市内から出土した様々な埋蔵文化財と調査成果を実際にご覧ください。

（学芸員 福庭万里子）

ユネスコ「世界の記憶」と円珍が持ち帰ってきた「過所(パスポート)」

ユネスコの「世界の記憶」と智証大師円珍関係文書典籍

「世界の記憶」は、世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進する目的で、1995年から国際的な登録がユネスコで実施されはじめたものです。2023年5月現在では、494件が登録されており、日本では、2011年の山本作兵衛炭坑記録画をはじめとして、7件がすでに世界の記憶となっていました。

今回、2022～23年度の登録サイクルにおいて国内で推薦されたのが、「智証大師円珍関係文書典籍—日本・中国の文化交流史（申請者：園城寺、東京国立博物館）」です。ユネスコに申請書が提出され、2023年5月のユネスコ執行委員会の審議をへて、この度登録が決定しました。

この「智証大師円珍関係文書典籍—日本・中国の文化交流史」は、第5代天台座主の智証大師円珍（814～891）が、仁寿3年（853）～天安2年（858）にかけて中国に留学した際の入唐関係の古文書や典籍で、すべて国宝に指定されています。円珍が唐で入手した経典類の請來目録や、入唐にあたっての書類、曼茶羅（五部心観）などからなります。ここにしか残されていない世界的に貴重な唐時代の文物は、美術史や仏教史、国際交流史などを研究する上で非常に重要な文化財として著名です。これらは円珍の弟子たちによって比叡山で大切に保管され、円珍派が正暦4年（993）に比叡山を下りた後は、園城寺の寺宝として長らく護られてきました。

唐時代の旅行通行証、「過所」と「公驗」

この智証大師円珍関係文書のなかでも、特に注目をあげているのが、「越州都督府過所」【写真】と「尚書省司門過所」です。「過所」とは、唐時代に役所から発給された各州の関所を通過するための公的通行証のことです。同様のものに「公驗」があります（園城寺には唐時代の円珍の公驗もたくさん現存しています）。公驗は隣州を通過する際のもので、過所は複数の州をまたいで関所を通過し、さらに一方通行のものであったようです。身分を保証し、関所の通過を依頼する文面があることから、旅行者が持つパスポート（所持人の住居のある国が、その身分を証明し、支障なく安全に旅行を出来るよう、渡航先に必要な

保護と扶助を要請する公文書）のはしりのようなものとして知られています。

「越州都督府過所」をみてみよう！

さて、「越州都督府過所」は、唐の大中9年（855）3月19日に、円珍が滞在先の越州（浙江省紹興市）開元寺（唐代に各州郡に建立された官立寺院）から長安へ向かって出発する際の通行許可書です。出発元の越州を統括する役所である「越州都督府（各州などの軍事・行政機構）」が、行く先々の各州の関所に向けて発給したもので。一方の「尚書省司門過所」は、円珍が長安から帰る際に、唐の中央省庁「尚書省」から各関所宛の文面で発給されたものです。

内容を見てみると（以後、〔 〕内は原文）、最初は、円珍の身分と身なりを紹介する欄になっていて、「宮中で天皇の安穩を祈る役職の高僧〔日本国内供奉〕で、天皇から最も高位の紫色の袈裟を賜った僧〔勅賜紫衣僧〕の円珍（歳は43〔年肆拾參〕）と、行者の丁満（歳は50〔年伍拾〕）。ならびに驢馬を2頭〔驢兩頭〕と、経書や衣鉢等を身に従えている〔并隨身経書・衣鉢等〕」とあります。まずは通過すべき人がどんな人なのかを端的に記しています。

次に、この過所の宛先である、上都（長安）までの関所の担当者における「長安までの各関所へ〔上都已来路次〕（中央の長安からの路→長安に通じる道）」とあります。続いて、「提出のあった通知〔案内〕を確認〔検〕すると、人は2名〔人貳（二）〕、驢馬は2頭、経書・衣鉢等を持っている」とあり、あらためて関所を通過する者の説明をしています。

そして、「都督府が円珍の過所発給申請書を受理し〔得状〕、その内容が言うには〔称〕」とあり、円珍の申請書の内容を次に記します。つまり、「853年〔仁寿三年（日本の仁寿3年）〕の7月16日に日本を離れて〔離本国〕、同年〔大中七年（唐の大中7年）〕9月14日に唐の福州（福建省）に至り〔到唐國福州〕、同8年の9月20日に越州の開元寺に着き〔到越州開元寺〕、ここに住んで講義を聞いて勉強をしてきました〔住聽習〕。今は〔今〕、洛陽や長安〔両京〕、五台山（山西省にある仏教の聖地の一つ）など

[及五台山等]に短期滞在[略住]して巡礼求法し、そしてまた開元寺に戻って講義を聞いて勉強[却來此聽讀]したいと思っています[欲~]。ですが、道々の各場所の関所の方々[所在州県鎮鋪関津堰寺]が、この巡礼の理由を理解せず繰り返し尋問する[不練行由](円珍が行く正しい理由を選ばない→何度も理由を質問する。※練:よいものを選ぶ)ことを恐れています[恐~]。ですから、往還の過所の発給をお願いします[伏乞給往還過所]」という内容です。円珍の申請内容を記すことで、旅の目的や過所発給の理由を相手に知らせています(年号の数字が旧字ではなく新字なのは、円珍が記したものを利用したからか)。さらに都督府は、「円珍の寄宿先である開元寺寺務所の添え状(副申書)[開元寺三綱僧長泰等状]を見たうえで、その内容が円珍の申請書と同じであることを確認しました[勘得~同事]」と記しています。これにより、本人の申請書だけでなく、身元を引き受けているお寺の紹介状も提出書類として必要だったことがわかります。そして書類が特に問題がなく、「過所の発給請求がある[須給過所者]」ので、これに従って発給します[准給者]。このようなことで発給が完了しましたので[此已給訖]、通過させてあげてください[幸依勘過]」とあり、最後に「大中9年3月19日 発給しました[大中玖年參月拾玖日給]」という言葉と、都督府の役人の名前で締めくられています。こうみると、発給してもらうだけでも、なかなか手間のかかることです。

さらに、最後の2行は筆跡が違いますが、「^{どうかん}潼關 5月15日によく調べて入れました。^{じょう}の息[潼關 五月十五日勘入 丞 息」とあります。これは、実際に円珍が「潼關

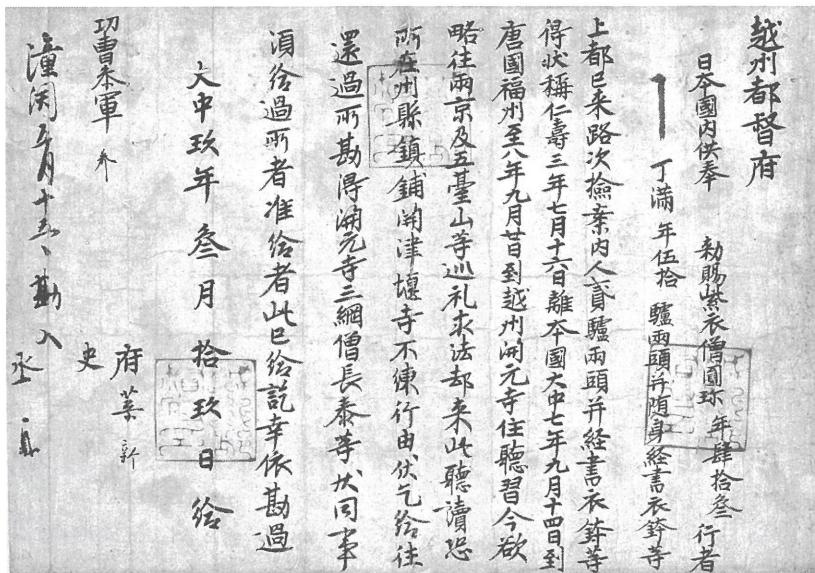
(長安のある関中にに入るための関所。陝西省渭南市)に到着した時にこの過所を関所の丞の位の役人に見せて、彼が通過証明をした内容とサインが書かれているのです。つまりこの過所のおかげで、息さんの査証を経て、長安への関門を無事に通過できたことがわかります。

奇跡的に残った世界的に貴重な「唐内パスポート」

この過所をみると、円珍の身分や年齢、その身分保証(官寺の開元寺が発行した紹介状の存在)が記され、さらに越州都督府という円珍が身を寄せる地域の公的機関が、彼の関所の通過を通過先の関所へ依頼する形式(ビザのような、目的地の方が出す通行許可証ではない)であることをみれば、唐の国内移動のためではありますが、今のパスポートとよく似ているものと思われます(似顔絵は貼られていませんが)。まさに世界にほとんど現存例のない古代のパスポートといえるでしょう。

そして過所は片道有効なので、長安に到着すると効力を失います。ただの紙切れとなつたこの過所を捨てずに円珍は大事に携帯したまま、危険で苦難の長旅を経て帰国し、延暦寺へ持ち帰りました。それだけでもかなりの奇跡が重なっていますが、さらに円珍派の分裂、延暦寺による10回を超える園城寺焼き討ち、秀吉による^{けっしょ}關所(寺院没収)など、数えきれない危機を乗り越えてきました。今日の前に残っていることが本当に不思議で、現物のすごさもさることながら、その残してきた人々の思いや、残してきた歴史も重要です。まさしく世界的に記憶に残すべき、貴重な宝物といえるでしょう。

(学芸員 寺島典人)

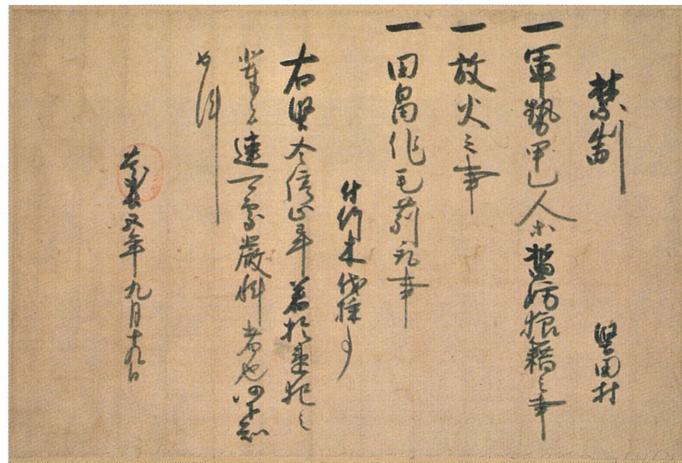


【写真】国宝 越州都督府過所 園城寺蔵

ミニ企画展 園城寺の唐時代の パスポート

会期：令和5年(2023)
7月4日(火)～7月30日(日)

大津市指定文化財 德川家康禁制 (当館蔵「居初家文書」)



大河ドラマによって、一躍脚光を浴びている徳川家康。家康というと、東海地域や関東にゆかりが深いと思われる方は多いでしょう。その反面、滋賀県ましてや大津市と家康の関係はほとんど知られていないのが現状です。しかし、実際は、家康と大津は深い関係にありました。大津の町を整備し、膳所城を築城したり、比叡山延暦寺などの復興を手助けしたりなどしています。

さて、当館の所蔵品の中に家康に関係の深いものがあります。今回ご紹介するのは、かたたけ堅田村に宛てて徳川家康が発給した禁制です。

禁制とは、権力者が対象者の保護と統制を目的として禁止事項を通知するために出した文書です。この家康禁制では次の3つの事項について禁止しています。

- ①自軍の軍勢が乱暴狼藉を働くこと
- ②放火すること
- ③田畠の作物や竹木を取ったりすること

最後に、この命令に違反した場合、速やかに厳罰に処する、と伝えています。

一般的に禁制は、大きな戦の際に、宛先の身や土地の安全を確保するために出されるものです。戦争が起こると、勝手に陣取られたり、軍勢によって略奪や放火などの行為が起つたりなど地域の寺社や村は被害を受けていました。地域の人々は、いかにそれらの行為から身の安全を守るために、常に「どうする?」という選択を迫られていました。その自衛の手段として、軍勢の総大将から禁制を出してもらいました。

では、この禁制が出された背景はなにか。慶長5年(1600)9月15日、有名な関ヶ原の戦いが起こりました。

<small>（朱印）慶長五年九月十九日</small> <small>如件、</small> <small>輩者、速可處嚴科者也、仍下知</small> <small>右堅令停止畢、若於違犯之</small> <small>付竹木伐採事</small> <small>一、田畠作毛薙取事</small> <small>二、放火之事</small> <small>三、軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事</small>	<small>禁制</small> <small>堅田村</small>
---	---

勝利した家康は、関ヶ原から進軍し、同月19日には草津にいました。この禁制が出されたのは、まさにこの19日なのです。禁制は、多くの場合、受け取る側が申請して出される申請主義です。この禁制についても、堅田村が家康に申請して出されたものと考えられます。

同日付で他の地域にも同様の禁制が出されています。大津市域では、坂本の西教寺に出されており、2日後の同月21日付で比叡山宛に禁制が出されています。これら3つの禁制は全て筆跡が異なっています。おそらく、禁制を書いた右筆（主人に代わって文書を代筆する家臣）が異なっているからでしょう。文章自体は右筆に書かせますが、その内容を証明するために、自身で花押を据えたり、印を押したりします。これも朱印を押したのは家康自身でしょう。今でも、社長名で出す文章を部下が作成していますが、それと同じです。

朱印の文章ですが、この禁制はかすれていて読めないです。篆書体で「忠恕」と書かれています。「忠恕」とは、「忠実で同情心に富むこと」という意味です。出典は、孔子の言行・問答、門人の言葉などを集めた語録である『論語』です。家康の理想を込めた言葉ではないでしょうか。

この時代、自身の理想を込めた言葉を印章に用いる事例は多いです。織田信長は「天下布武」、今川義元は「如律令」、などなど。印象に用いる言葉からその人となりを推測するのも面白いのではないでしょうか。

この禁制は当館の常設展示室の「堅田と比良山麓の村々」で展示しています。ぜひ間近でご覧ください。

(学芸員 五十嵐正也)